

# 再課程認定申請について

文部科学省初等中等教育局教職員課



## 目次

1. 再課程認定の概要
2. 授業科目の審査
3. 教員審査
4. 授業科目の開設等
5. 申請書類
6. スケジュール

## 1. 再課程認定の概要 — はじめに

- 中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(平成27年12月21日)において、教員養成に関する改革の具体的な方向性についての提言がなされた。
- 本提言を踏まえ、昨年11月、教育職員免許法が改正され、平成29年8月頃に教育職員免許法施行規則の改正を予定しているところである。
- 免許法及び施行規則の改正に伴い、平成31年4月1日より新教職課程が開始することとなるため、平成30年4月1日までに認定・指定を受けた教職課程については、改めて平成30年度中に認定・指定を受ける必要がある。
- 既に認定を受けている課程であることを前提として審査を行うため、再課程認定に際しては、申請書類の一部を省略(教員組織に関する書類、施設設備等に関する書類、教員養成の理念等に関する書類等)し、省略した書類については、その審査も省略する。

(参考) 課程認定大学等数 (平成27年5月1日現在)

区分	大学等数	課程認定を受けている大学等数	認定課程数	全体に占める割合
大学	752校	606校	約12,500課程	80.6%
大学院	627校	434校	約10,000課程	69.2%
大学専攻科	73校	44校	約210課程	60.3%
短期大学	349校	241校	約440課程	69.1%
短期大学専攻科	118校	20校	約30課程	16.9%
指定教員養成機関	—	41校	約60課程	—

## 1. 再課程認定の概要 — 対象となる教職課程

平成30年4月1日において免許状の所要資格を得させるための課程として認定を受けている教職課程が、平成31年4月以降も引き続き教職課程を有するための課程認定(再課程認定)を受ける場合は、文部科学大臣に再課程認定の申請を行わなければならない。

(「教職課程認定申請の手引き(平成31年度開設用)【再課程認定】」(以下、「手引き」と略記) I. 2. (1))

- 対象となる教職課程は次のとおり。  
幼稚園教諭(一種、二種、専修免許状)、小学校教諭(一種、二種、専修免許状)  
中学校教諭(一種、二種、専修免許状)、高等学校教諭(一種、専修免許状)  
養護教諭(一種、二種、専修免許状)、栄養教諭(一種、二種、専修免許状)
- 特別支援学校教諭免許状(一種、二種、専修免許状)については、再課程認定の対象外であるが、「学校体験活動」を追加する場合には、当該科目について通常の課程認定申請が必要となる。  
(手引き I. 2. (1)3、II. 1. (1))
- 平成31年度に新たに教職課程を設置する場合は、通常の課程認定申請が必要となるが、通常の課程認定申請を行う課程以外の既存の課程については再課程認定が必要となるため、留意すること。  
(手引き I. 2. (1)1)

## 2. 授業科目の審査 — 基本的な考え方

審査対象全ての科目について「各科目に含めることが必要な事項」の内容が含まれているかを中心に審査を行う。

- 「教職課程コアカリキュラム」「外国語(英語)コアカリキュラム」が対象とする科目を中心に審査を行う。

「各教科の指導法(保育内容の指導法)」科目において、次期学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容が含まれているか確認を行う。

(平成31年度教職課程認定審査要領について3.(1))

- シラバスについては、改訂後の学習指導要領を反映させていることが必要であるが、シラバスに学習指導要領の個々の内容を記載することまで求めるものではなく、改訂後の学習指導要領を用いて授業が行われることを確認する。

## 2. 授業科目の審査 — コアカリキュラムによるシラバス審査

教職課程コアカリキュラム、外国語(英語)コアカリキュラム対象科目については、授業科目の審査にあたって、各コアカリキュラムに定める事項の内容が含まれているか確認を行う。

(教職課程認定審査の確認事項2(4))

- シラバスを作成する際に、学生が当該事項に関するコアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計し、「到達目標」に関する内容がシラバスの各授業回を通じて全体として含まれているか、各大学がコアカリキュラム対応表によって確認を行った上で申請を行うものとする。  
なお、提出されたコアカリキュラム対応表において、記載のない「到達目標」があれば、事務的に指摘する。
- 提出されたシラバスの審査は、コアカリキュラム対応表において「到達目標」の内容が含まれていることを各大学が確認していることを踏まえて行うものであり、コアカリキュラムに記載されている目標に含まれる個々の要素一つ一つを確認するわけではなく、適切な授業内容となっているかどうか総合的な観点から審査を行う。

### 3. 教員審査 — 基本的な考え方

担当教員の審査については、単に著書や学術論文等の活字業績の有無によるのではなく、職務上の実績、職務経験の期間、関連する資格等を考慮し、総合的に判断。ただし、活字業績が全く無い場合には、十分な能力があるとは認められず、実務家教員についても実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要。

#### ○教職課程認定基準（平成13年教員養成部会決定）

3(3) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

#### ○教職課程認定審査の確認事項（平成13年課程認定委員会決定）

3(2) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

#### ○教育又は研究上の業績及び実績の考え方（平成23年課程認定委員会決定）

教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)3(3)に規定する教育又は研究上の業績及び実績に関する審査については、以下のとおり考えることとする。

##### 1. 基本的な考え方

○ 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。例えば、教職に関する科目の「各教科の指導法」を担当するのであれば、当該教科の指導法に関する業績等が必要であり、単に当該教科の内容に関する業績等のみでは不十分である。

○ 単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等が全く無い場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。

##### 2. 教員等の実務経験のある教員についての取扱い

○ 教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文が無い場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。

○ 上記の発表記録や著作等には、実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要である。

### 3. 教員審査 — 必要となる業績等の範囲

認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

(教職課程認定基準3(3))

○ 教員審査においては、コアカリキュラムに記載されている目標に含まれる個々の要素一つ一つに関連する業績等やシラバスに記載されている個々の授業回全てに関連する業績等を要件とするものではなく、授業内容を構成する主たる内容から見て、授業全体として担当する教員として十分な能力を有すると認められるかどうかという観点から総合的に判断する。

・(例1)「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に対応したある授業科目について

授業内容を構成する内容が、

①「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達の理解」

②「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法の理解」

③「障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応の理解」

となっており、このうち①及び②が授業内容を構成する主たる内容となっている場合には、①及び②に関連する業績等があれば足りる。

さらに、この場合、①や②に含まれる個々の要素一つ一つに関連する業績等を網羅する必要はない。

・(例2)「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)」に対応したある授業科目について

授業内容を構成する内容が、

①「教育に関する社会的事項、制度的事項又は経営的事項」

②「学校と地域との連携」

③「学校安全への対応」

となっており、このうち①が授業内容を構成する主たる内容となっている場合には、①に関連する業績等があれば足りる。

### 3. 教員審査 — 実務家教員の審査について

実務家教員については、学校現場での経験や実績も含めた総合的な判断により、審査を行う。(ただし、活字業績は必要。)

#### ○「教職課程認定審査の確認事項」 (課程認定委員会決定)の見直し

##### <見直し前>

3 教職に関する科目・特別支援教育に関する科目の担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮するものとする。



##### <見直し後>

3 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、**総合的に判断**するものとする。

#### ○「教育研究業績書」の様式の見直し

赤字の事項を追加

##### 「教育上の能力に関する事項」

※学生の理解を図るために行っている取組

- 1 教育方法の実践例
- 2 作成した教科書・教材
- 3 教育上の能力に関する大学等の評価
- 4 実務の経験を有する者についての特記事項
- 5 その他

##### 「職務上の実績に関する事項」

- 1 資格、免許
- 2 学校等での実務経験
- 3 実務の経験を有する者についての特記事項
- 4 その他

##### 「担当授業科目に関する研究業績等」

- 著書
- 学術論文等
- 教育実践記録等(※)
- その他

※「教育実践記録等」は、平成23年から加えられた分類。

<手引きでの記述>

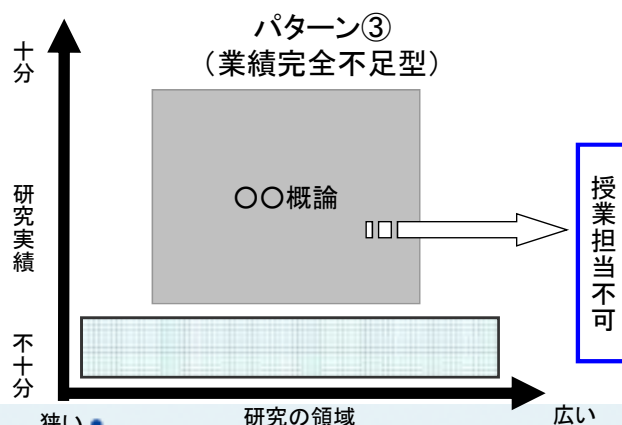
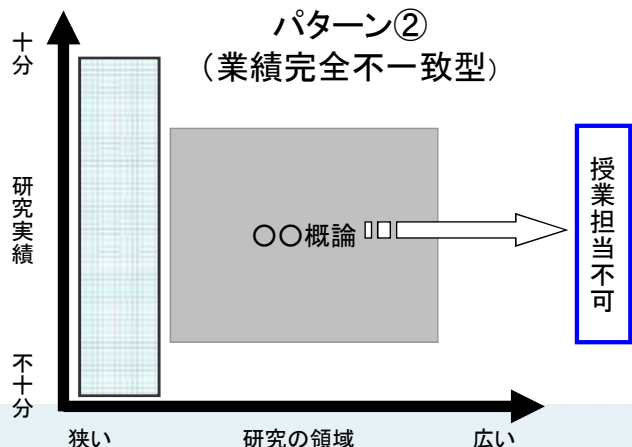
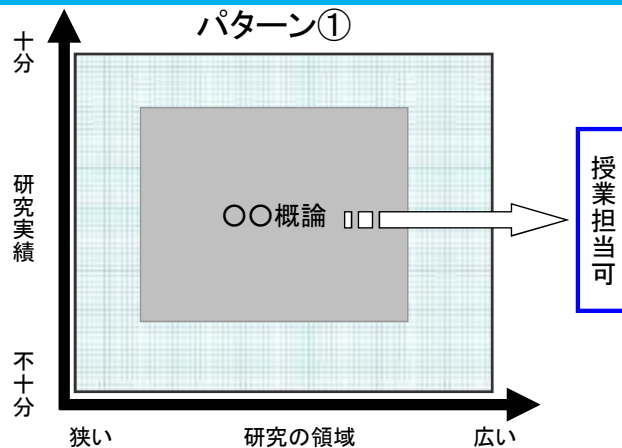
「(教育実践記録等)」については、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等(いわゆる「研究紀要」「研究収録」「研究レポート」「実践レポート」「教育論文」等)を記載すること。」



### 3. 教員審査 — 教員審査のイメージ①

(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

□ : 活字業績



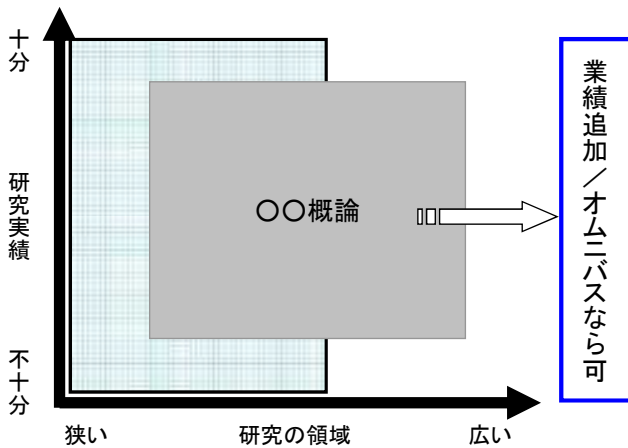


### 3. 教員審査 — 教員審査のイメージ②

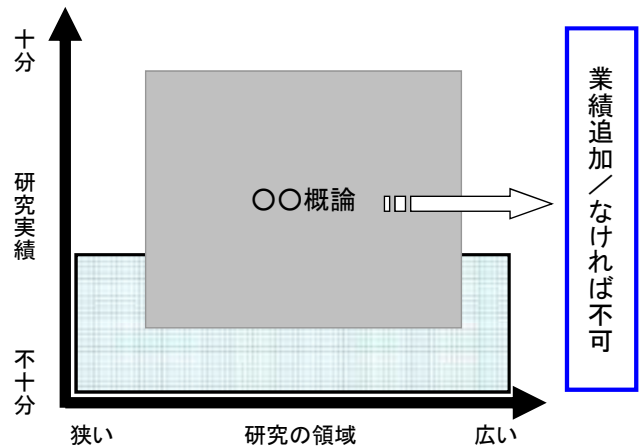
(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

□ : 活字業績

パターン④  
(業績範囲一部不一致型)



パターン⑤  
(業績一部不足型)

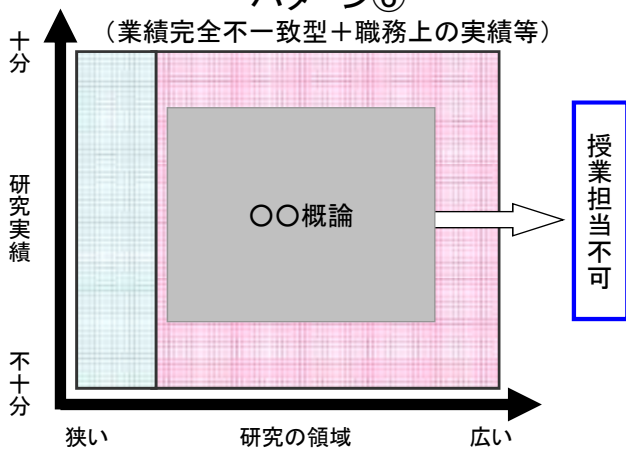


### 3. 教員審査 — 教員審査のイメージ③

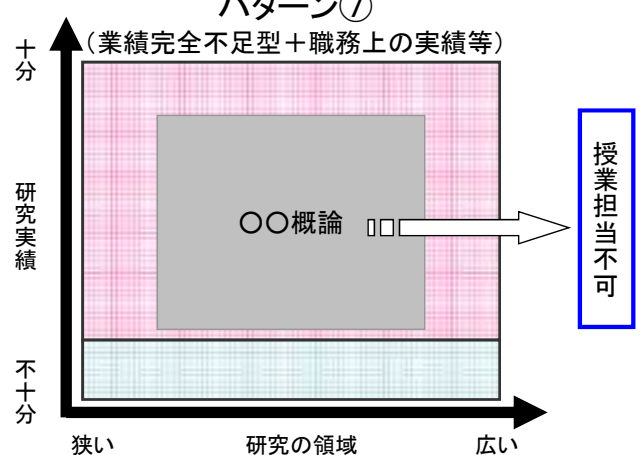
(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

□ : 活字業績    ■ : 職務上の実績等

パターン⑥  
(業績完全不一致型+職務上の実績等)



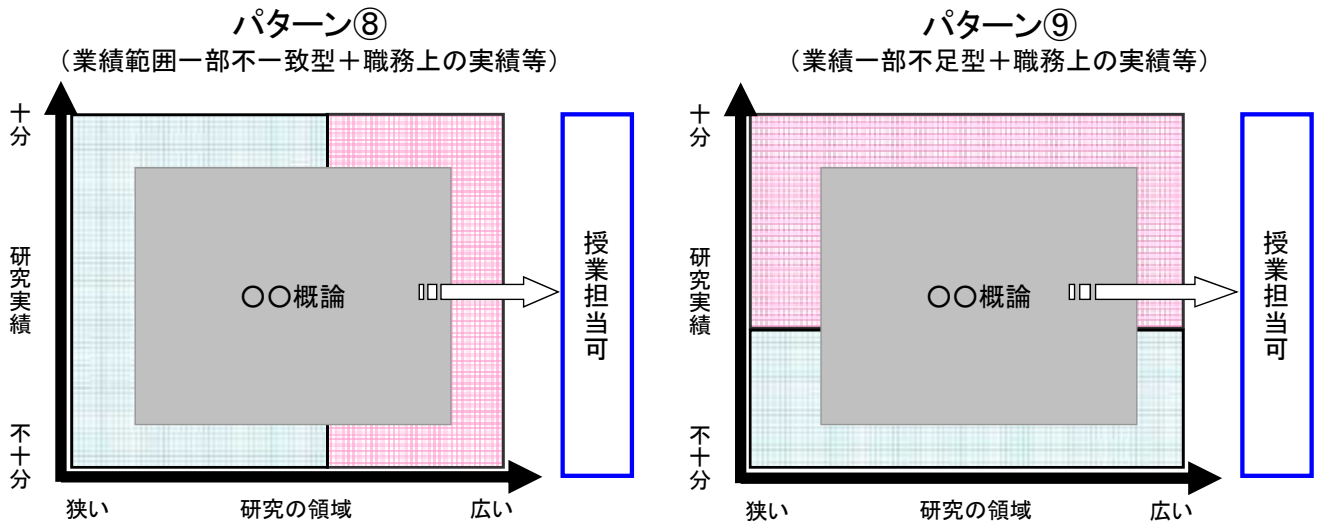
パターン⑦  
(業績完全不足型+職務上の実績等)



### 3. 教員審査 — 教員審査のイメージ④

(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

□ : 活字業績    □ : 職務上の実績等



### 3. 教員審査 — 新設科目の教員審査について①

#### ①「総合的な学習の時間の指導法」

該当する活字業績以外にも、

①「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績

(通常の審査においては10年以内の活字業績が記載対象であるが、10年以上前の活字業績についても記載対象とする。)

②「各教科の指導法」「道德教育の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかの活字業績も可能とする。

ただし、速やかに「総合的な学習の時間の指導法」の業績を積むように努めることとし、平成34年度末に事後調査予定。

(平成31年度教職課程認定審査要領について3.(2))

#### ②小学校「外国語の指導法」

該当する活字業績以外にも、

① 小学校「外国語活動の指導法」に関する活字業績

② 中学校又は高等学校「外国語の指導法」のいずれかの活字業績も可能とする。

ただし、②については、速やかに小学校「外国語の指導法」の業績を積むように努めることとし、平成34年度末に事後調査予定。

(平成31年度教職課程認定審査要領について3.(3))

#### ③「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」

例えば、活字業績が「障害の特性及び心身の発達の理解」のみであっても、職務上の実績等で「教育課程や支援の方法の理解」が確認できれば、当該科目を担当する能力がある者と認められる。

(職務上の実績等の例)

- ・大学教員として、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員を対象とした障害のある児童生徒等の教育課程や支援の方法に関する研修講師の実績
- ・小・中学校等での障害のある児童生徒等の担当教員としての実績  
(特別支援学級、通級による指導、特別支援教育コーディネーターの担当実績を含む。)
- ・特別支援学校での教員としての実績
- ・心理学や医療などの専門家として、障害のある児童生徒等の支援の方法について、教員に対して行った指導助言に関する実績 等

## (参考) 他の大学で開設する授業科目

他の大学で開設する授業科目を含めて、授業科目の開設が可能。  
新たに開設が必要な科目について、教員の確保が困難な場合、このような対応も考えられる。(再課程認定の際に、単位互換協定書の提出が必要。)

### ○教職課程認定基準 (平成13年教員養成部会決定)

3(1) また、施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される「保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。）」、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」並びに「教育実践に関する科目」(以下「指導法に関する科目等」という。)及び「特別支援教育に関する科目」を含む場合は、当該科目の単位数は、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に定める当該科目の単位数の3割を超えない範囲内で、授業科目を開設することができる。

## 3. 教員審査 — 新設科目の教員審査について②

### ④複合科目(※複合領域の場合も同様)

- ①「教科に関する専門的事項」の複数の事項を合せた授業科目を担当する教員、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」を合せた授業科目を担当する教員のいずれについても、授業内容を構成する主たる内容から見て、授業全体として担当する十分な能力を有すると認められるかどうかという観点から総合的に判断する。
- ・例えば、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」を合せた授業科目について、「教科に関する専門的事項」担当と「各教科の指導法」担当の2人の教員が担当する場合、それぞれ担当する部分に関連する業績を有していることでも、当該科目を担当する者として認められる。
  - ・例えば、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」を合せた授業科目を1人の教員が担当する場合に、活字業績が「教科に関する専門的事項」のみであっても、「各教科の指導法」に関する職務上の実績等が確認できれば、当該科目を担当する者として認められる。
- ②過去の課程認定の教員審査において、「教科に関する科目」又は「各教科の指導法」に関する授業科目を単独で担当することを可とされた者については、該当する範囲の業績については過去の審査結果を尊重して審査する。  
(手引きⅠ.3.(5)②)

### ⑤教育実習の一部として実施する学校体験活動

- ・平成30年4月時点と平成31年4月以降に開設する教育実習について、同一の教員が担当し、当該者が平成31年4月以降に開設する学校体験活動を担当する場合については、教員審査は行わない。



## 4. 授業科目の開設等 — 必要専任教員数及び授業科目の共通開設

- 必要専任教員数及び授業科目の共通開設については、平成30年度までの教職課程認定基準(平成27年11月24日一部改正)と同様の基準。
- 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「総合的な学習の時間の指導法」「道徳の理論及び指導法」について、授業科目の共通開設を可能とするとともに、これらの事項を追加したことによる専任教員数の増加はなし。
- 「学校体験活動」については、教育実習と同様の授業科目の共通開設が可能。

## 4. 授業科目の開設等 — 科目の共通開設について(基準4-8)

### 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例(4-8の基準)

免許種	教科及び教科の指導法に関する科目			教育の基礎的理解に関する科目	道徳・総合的な学習の時間帯の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目								教育実践に関する科目					
	教科(領域)に関する専門的事項、養護(栄養に係る教育)に関する科目	各教科(保育内容)の指導法	(複合科目)		道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容	教育の方法及び技術	生徒指導	教育相談	進路指導	幼児理解	教育(養護・栄養教育)実習	学校体験活動	教職実践演習		
幼	△ ※1	x	x	○									x					
小		x	x															
中	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○		○ ※2													
高						○ ※3	○ ※4											
養護																		
栄養	x							○ ※2~4										

※1: 施行規則附則第6項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を改正前の施行規則第2条による場合は、小学校との共通開設が可能となる。  
 ※2: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の道徳に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。  
 ※3: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の総合的な学習の時間に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。  
 ※4: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の特別活動に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。  
 ※: 上記共通開設は、一つの授業科目に一つの事項のみの場合であり、複数の事項を合わせた授業科目の場合にはこの限りではない。(文部科学省に事前に相談すること。)  
 ※: 灰色斜線箇所は、当該免許種に存在しない事項・科目である。  
 ※: 専修免許状の場合は、5-8の基準のとおりである。  
 ※: 4-8の基準と4-9の基準を組み合わせて適用することはできない。

## 4. 授業科目の開設等 — 科目の共通開設について(基準4-9)

### 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例(4-9の基準)

免許種	教科及び教科の指導法に関する科目			教育の基礎的理解に関する科目	道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目								教育実践に関する科目			
	教科(領域)に関する専門的事項、養護(栄養に係る教育)に関する科目	各教科(保育内容)の指導法	(複合科目)		道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容	教育の方法及び技術	生徒指導	教育相談	進路指導	幼児理解	教育(養護・栄養教育)実習	学校体験活動	教職実践演習
幼	×	×	×	×					×		×		×	×	×	×
小	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×		×	×	×
中	4-3(2)及び4-4(2)の場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	○	△ ※1											
高						○ ※2	○ ※3								○	
養護	×								○	○	○			×	×	×
栄養	×							○ ※1~3						×	×	×

- ※1: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の道徳に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。  
 ※2: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の総合的な学習の時間に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。  
 ※3: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の特別活動に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。  
 ※: 上記共通開設は、一つの授業科目に一つの事項のみの場合であり、複数の事項を合わせた授業科目の場合にはこの限りではない。(文部科学省に事前に相談すること。)  
 ※: 灰色斜線箇所は、当該免許種に存在しない事項・科目である。  
 ※: 専修免許状の場合は、5-8の基準のとおりである。  
 ※: 4-8の基準と4-9の基準は組み合わせで適用することはできない。

## 4. 授業科目の開設等

### — 幼稚園教諭免許状の「領域に関する専門的事項」の取扱い

#### ①「領域に関する専門的事項」に関する科目を開設する場合

- 幼稚園教諭免許状の「教科に関する科目」が「領域に関する専門的事項」に改正されたことに伴い、幼稚園教諭一種免許状の教職課程を設置する際は、従前の6教科中5教科から、5領域中5領域の科目開設を、二種免許状は5領域中4領域の科目開設を必須とする。

(教職課程認定基準4-1(1))

- 同一学科等において、幼稚園教諭免許状の「領域に関する専門的事項」と小学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

(教職課程認定基準4-1(3)、4-2(4))

#### ②小学校の「教科に関する科目」をもってあてる場合

- 幼稚園教諭免許状の「領域に関する専門的事項」を改正前の施行規則第2条による場合(小学校の「教科に関する科目」)の教育課程及び教員組織については、平成30年度までの教職課程認定基準による。

(教職課程認定基準12(2))

- 幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を改正前の施行規則第2条による場合(小学校の「教科に関する科目」)は、平成34年度末に「領域に関する専門的事項」に係る事後調査を実施する。

(平成31年度教職課程認定審査要領について4.(2))

## 4. 授業科目の開設等 — 小学校、中学校、高等学校教諭免許状の科目開設

### ① 小学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」に関する科目開設

- 小学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」に「外国語」、小学校教諭免許状の「各教科の指導法」に「外国語」が新設されたことに伴い、小学校教諭免許状の教職課程を設置する際の「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法」の科目について、従前の9教科中9教科から、10教科中10教科の開設を必須とする。

(教職課程認定基準4-2(1)(2))

### ② 中学校及び高等学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」に関する科目開設

- 「教科に関する専門的事項」における必要修得単位数が「教科及び教科の指導法に関する科目」として統合されたことに伴い、「教科に関する専門的事項」について中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の教職課程を設置する際は20単位以上を、中学校教諭二種免許状の教職課程を設置する際は10単位以上の開設を必須とする。

(教職課程認定基準4-3(1)、4-4(1))

## 4. 授業科目の開設等

### — 小学校、中学校、高等学校教諭免許状の「複合科目」及び幼稚園教諭免許状の「複合領域」の取扱い

「教科に関する専門的事項」の複数区分を含めた科目や、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」の両方を含めた科目(以下「複合科目」という。)の開設が可能。

(※幼稚園の「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」についても同様)

このことにより、例えば、「教科に関する専門的事項」と「教科の指導法」を統合した科目や、教科の内容及び構成に関する科目、さらには、「公共」や「歴史総合」などの科目区分を横断した科目についても「複合科目」として開設が可能。

#### 1. 小学校、中学校、高等学校教諭免許状の「複合科目」の取扱い

- ① 小学校、中学校、高等学校教諭免許状の「複合科目」を担当する専任教員は、「教科に関する専門的事項」の専任教員数に含めることができる。

(教職課程認定基準3(4)、4-2(4)、4-3(5)i、4-4(5)i、4-9(4))

- ② 中学校及び高等学校教諭免許状の「複合科目」は、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」と同様の基準により、共通開設をすることができる。(教職課程認定基準4-8(3)、4-9(3))

#### 2. 幼稚園教諭免許状の「複合領域」の取扱い

幼稚園教諭免許状の「複合領域」を担当する専任教員は、「領域に関する専門的事項」の専任教員数に含めることができる。

(教職課程認定基準4-1(3))

## 4. 授業科目の開設等 — 学校インターンシップや学校ボランティアなどの取組

- 教職課程の学生に、学校現場やその他の教育施設において教育活動や校務、部活動などに関する支援や補助業務などの諸活動を体験させるための学校インターンシップや学校ボランティアなどの取組は、これまで「教科又は教職に関する科目」に位置付けて実施されており、今後も「大学が独自に設定する科目」に位置付けて実施することが可能。

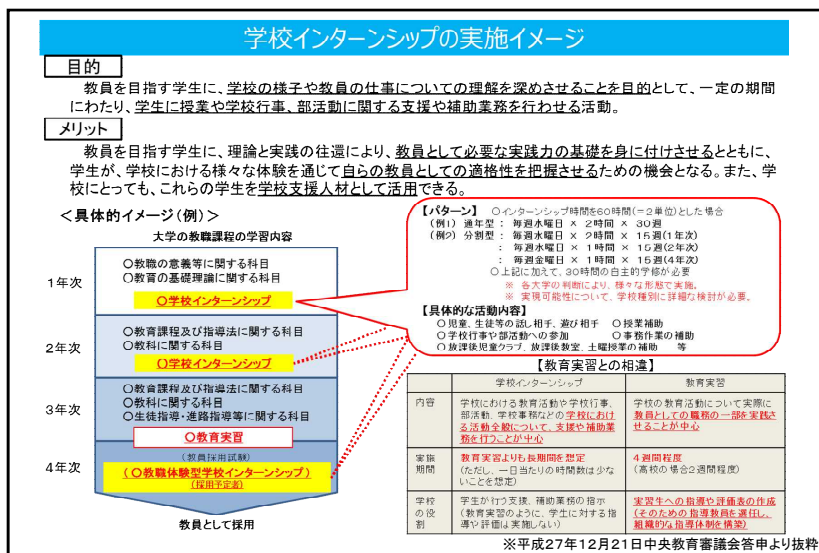
＜これらの取組の意義＞ ※平成27年12月21日中央教育審議会答申より作成

- ・学校現場をより深く知ることができ、既存の教育実習と相まって、理論と実践の往還による実践的指導力の基礎の育成に有効
- ・学生がこれからの教員に求められる資質を理解し、自らの教員としての適格性を把握するための機会としても有意義
- ・学生を受け入れる学校側においても学校の様々な活動を支援する地域人材の確保の観点から有益

- これらの取組の意義等を踏まえ、新たに「教育実習」の一部として実施する「学校体験活動」に位置付けた取組を実施することも可能。

## 4. 授業科目の開設等 — 「教育実習」の一部として実施する「学校体験活動」の基本的な考え方

- ① 「学校体験活動」は、「教育実習」の一部として実施するものであることから、「教育実習」に対応する授業科目と「学校体験活動」に対応する授業科目を別に開設する場合であっても、両者が相まって教育実習としての目標を達成することが必要。
- ② 「学校体験活動」として実施するプログラムや実施体制等について大学が学校と連携して構築していることが必要。
- ③ 「学校体験活動」は学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とした活動であること、また、学生が学校の指示の下に行う活動であることが必要。



※ なお、イメージ図において、教育実習については、学校の役割として「評価表の作成」を行うこととしており、大学は、これを踏まえ、大学の授業科目としての評価を行う。

一方で、学校インターンシップについては、大学の授業科目として評価を行うにあたって、学校が教育実習と同様な評価を行うことまでは必要ないが、大学が学校の協力を得るなどして、学生の活動状況を踏まえることは必要である。



## 4. 授業科目の開設等 — 大学が独自に設定する科目

「大学が独自に設定する科目」に関する科目開設については、基本的には、「教科又は教職に関する科目」と同様の考え方であり、平成30年4月時点に開設する「教科又は教職に関する科目」については、平成31年4月以降は「大学が独自に設定する科目」に移行することが可能。

### ① 一種免許状及び二種免許状に係る「大学が独自に設定する科目」

「教科又は教職に関する科目」は「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教職に関する科目」に準ずる科目の開設が可能であったが、改正後の「大学が独自に設定する科目」は、これらに相当する科目に加えて、「教科に関する専門的事項」に準ずる科目の開設が可能。

(新たに開設する科目の例)

- ・高等学校における「理数探究」のような複数の教科を横断した科目
- ・幼稚園における幼小連携を意識した小学校の「教科に関する専門的事項」に関する科目

### ② 専修免許状に係る「大学が独自に設定する科目」

「教科又は教職に関する科目」は「教科に関する科目」、「教職に関する科目」の開設が可能、準ずる科目の開設は不可能であり、改正後についても同様。

(新たに開設する科目の例)

- ・総合的な学習の時間の指導法、小学校教諭免許状の「外国語」に係る科目などの法令改正により新たに追加される事項に関する科目

## 5. 申請書類 — 基本的な考え方

- 既に認定を受けている課程であることを前提として審査を行うため、再課程認定に際しては申請書類の一部を省略するものとする。(ただし、通常の課程認定申請については、従前どおり全ての書類の提出が必要となる。)  
(平成31年度教職課程認定審査要領について1.)
- 省略した書類については、その審査も省略することとなるが、各大学において課程認定基準や「学科等の目的・性格と免許状との相当関係」などを満たしていることを確認の上、申請を行うこと。  
(手引きⅠ.3.(3))

### <必要提出書類>

(手引きⅡ.1(1))

番号	書類名
①	チェックリスト
②	様式第1号 申請書
③	様式第2号 認定を受けようとする大学の課程の概要
④	新旧対照表 認定を受けようとする学部・学科等の教育課程及び教員組織※1 領域及び保育内容の指導法に関する科目/教科及び教科の指導法に関する科目/養護に関する科目/栄養に係る教育に関する科目 教育の基礎的理解に関する科目等 (教育の基礎的理解に関する科目/道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目/教育実践に関する科目) 大学が独自に設定する科目 特別支援教育に関する科目※2
⑤	教職課程コアカリキュラム対応表 ① 教職課程コアカリキュラム対応表 (一覧) ② 教職課程コアカリキュラム対応表 ③ 教職課程コアカリキュラム対応表 (教育実習)
⑥	外国語 (英語) コアカリキュラム対応表 ① 外国語 (英語) コアカリキュラム対応表 (一覧) ② 外国語 (英語) コアカリキュラム対応表
⑦	シラバス (提出対象科目のみ)
⑧	様式第4号 教員個人に関する書類 (提出対象教員のみ) ① 履歴書 ② 教育研究業績書 ③ 教員就任承諾書
⑨	様式第5号 教育実習実施計画に関する書類
⑩	様式第5号 実習校からの受入承諾書 (学校体験活動を開設する場合のみ)
⑪	学則・履修規程等 (開設年度から適用するものを添付すること)



## 5. 申請書類 — 教職課程の担当教員の変更の取扱い

### <再課程認定での取扱い>

再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。

その際、

- 完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。
- 退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。

(参考)

### <新設・改組の場合の課程認定での取扱い>

新設・改組の場合の課程認定においては、完成年次までに開設する授業科目を担当する教員について申請書に記載の上、申請を行う。

つまり、申請時点において、担当教員が未定であることは認められず、完成年次までの間、途中で退職する等の教員の変更が判明している場合には、あらかじめ、後任の教員を記載の上、申請を行うことが必要。

## 5. 申請書類 — シラバス及び教員業績書の提出対象①

平成30年4月において、同一の教員が、表の【平成30年度】に記載の事項を含む授業科目について、それに対応する【平成31年度】に記載の事項を含む授業科目を引き続き担当する場合、「×」と記載されている場合は、シラバス又は業績書等(履歴書、教育研究業績書、承諾書)の提出は不要となる。

(※新規事項(黄色)についてはシラバス及び業績書等の提出が必要、コアカリキュラムが策定された事項(赤枠)についてはシラバスの提出が必要。)

(手引きⅡ、1.(1))

【平成30年度】	【平成31年度】			【平成30年度】	【平成31年度】		
	各科目に含めることが必要な事項	シラバス	業績書等		各科目に含めることが必要な事項	シラバス	業績書等
各科目に含めることが必要な事項				各科目に含めることが必要な事項			
教科に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目 幼・領域に関する専門的事項 ○ ○ 小・教科に関する専門的事項 ※「外国語」以外 × × 中高・教科に関する専門的事項 ※「外国語(英語)」以外 × × 小・教科に関する専門的事項 ※「外国語」 ○ ○ 中高・教科に関する専門的事項 ※「外国語(英語)」 ○ ×			道徳の指導法	道徳の理論及び指導法 ○ × 総合的な学習の時間等の指導法 ○ ○		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	幼・保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) ○ × 小・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) ※「外国語の指導法」 ○ ○ 小・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) ※「外国語の指導法」以外 ○ × 中高・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) ○ × 複合科目、複合領域 ○ ○			特別活動の指導法	特別活動の指導法 ○ ×		
保育内容の指導法				教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ○ ×		
各教科の指導法				生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法 ○ ×		
				教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ○ ×		
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の基礎的理解に関する科目 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ○ × 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ○ ×			進路指導の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 ○ ×		
教職の意義及び教員の役割・職務内容(研修・服務及び身分保障等を含む。)進路選択に資する各種の機会の提供等				道徳及び特別活動に関する内容	養・栄・道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容 ○ ○		
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ○ × 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) ○ × 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ○ ○			教育実践に関する科目	教育実践 ○ × 養護実践 ○ × 栄養教育実践 ○ × 学校体験活動(特別支援教育に関する科目)における学校体験活動を含む。) ○ ×		
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)				養護に関する科目	養護に関する科目 × ×		
教育課程の意義及び編成の方法	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) ○ ×			栄養に係る教育に関する科目	栄養に係る教育に関する科目 × ×		
				教科(養護、栄養に係る教育)又は教職に関する科目	大学が独自に設定する科目 × × 大学が独自に設定する科目(新設科目) ○ ○		

## 5. 申請書類 — シラバス及び教員業績書の提出対象②

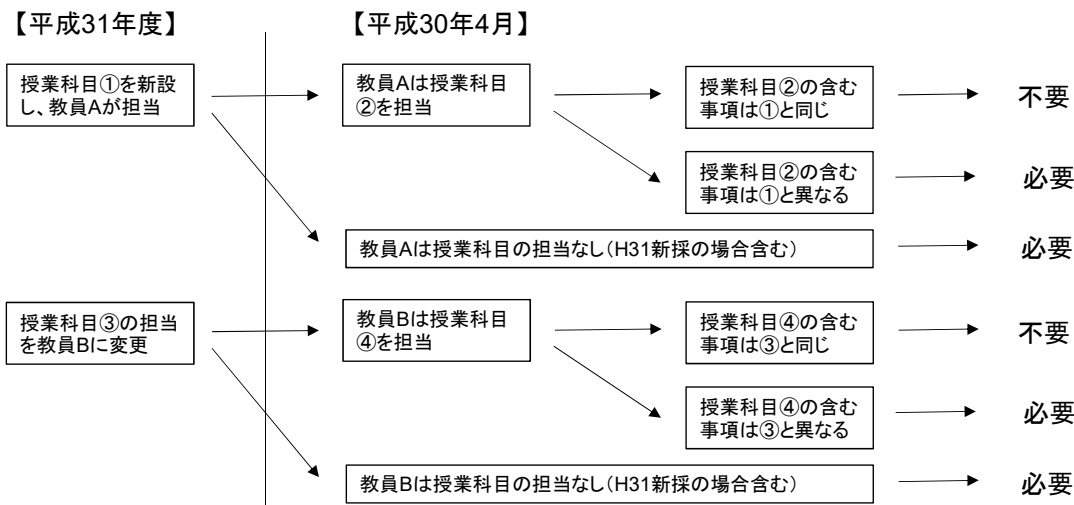
<シラバス>

- **新規事項やコアカリキュラムが策定された事項以外の事項を含む授業科目は、同一の教員が平成30年4月時点での担当授業科目と同一の事項を含む授業科目を平成31年度以降も引き続き担当する場合には、シラバスの提出は不要。**

<業績書等>

- **新規事項以外の事項を含む授業科目は、同一の教員が平成30年4月時点での担当授業科目と同一の事項を含む授業科目を平成31年度以降も引き続き担当する場合には、業績書等(履歴書・教育研究業績書・承諾書)の提出は不要。**

<新規事項やコアカリキュラムが策定された事項以外の事項を含む授業科目のシラバス及び業績書等の提出の要・不要>



※平成31年度に授業科目を新設、平成31年度に担当教員を変更する場合には、平成30年4月1日以降に提出する変更届による平成30年度途中の授業科目の新設、担当教員の変更を含む。

## 5. 申請書類 — 新旧対照表①

再課程認定の対象となる全ての教職課程について、平成30年4月時点の各課程における教員免許状取得のために開設する授業科目及び専任教員の状況、平成31年4月時点の各課程における教員免許状取得のために開設する授業科目及び専任教員の状況を記載する。(手引きⅡ. 2(3))

様式第2号(小・教科及び教科の指導法に関する科目)①

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織(小一専免・教科及び教科の指導法に関する科目)													
認定を受けようとする学部・学科等		〇〇学部	〇〇学科	入学定員	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 教科及び教科の指導法に関する科目 30単位			2. 学 位	3. 学位又は学科の分野 教育学・保育学関係				
施行規則に定める科目区分等		平成31年度以降						平成30年4月			変更内容等	シラバス掲載頁	教員業績掲載番号
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数	共通開選	担当教員	履修方法等	授業科目	単位数	担当教員	変更内容等			
教科及び教科開示の	国語(書写を含む。)	国語	2	同	A教授	書写を含む	国語	2	A教授	新設	1	1	
		小学国語	2	同	(A教授)	小学国語	2	(A教授)					
		社会	2		C	社会	2	C					
	算数	2	同	E	(E)	算数	2	E	科目名称変更	2	前掲1		
	小学算数	2	同	(E)	理科	2	(B)						
理科	2		(B)	(B)	小学理科	2	(B)	教員変更	2	前掲1			
理科総合	2	同	(B)	生活	2	F							
生活	2	同	M	(M)	小学生活	2		新設	2				

(手引きⅡ. 2(3) <一種・二種の免許状の課程> iv))

- 上図において、平成30年4月において、事項「算数」を含む授業科目を担当する教員が、引き続き事項「算数」を含む授業科目を担当する場合には、シラバス及び教員業績書等の提出を省略するため、新設の授業科目「小学算数」はシラバス及び教員業績書等の提出対象とならない。
- 「小学理科」から「理科総合」に授業科目の名称を変更する場合には、同一の事項を含む授業科目を同一の教員が引き続き担当するため、シラバス及び教員業績書等の提出対象とならない。
- 「生活」は教員の変更があるため、同一の事項を含む同一の授業科目、新設の授業科目であっても、シラバス及び教員業績書等の提出対象となる。

## 5. 申請書類 ー 新旧対照表②

科目区分	各科目に含めるべき事項	授業科目	単位数	共通 必修	担当教員	履修力
道徳・総合的な学習の時間の指導法 教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳理論と指導法	2		(P)	中免のみ
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	兼業	(M)	
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法・技術論	2	兼業	(M)	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導	2	兼業	(N)	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談	2	兼業	(N)	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	1		(O)	

(手引きⅡ. 2(3) <一種・二種の免許状の課程> X)

上図において、新事項の「総合的な学習の時間の指導法」を担当する場合は教員業績書等の提出対象となるため、同一教員が担当する別の授業科目(教育方法・技術論)についても併せて教員業績書等の提出対象となる。(従前の変更届における専任教員変更の手続と同じ)

## 5. 申請書類 ー 新旧対照表③ 領域に関する専門的事項

科目区分	各科目に含めるべき事項	授業科目	単位数	共通 必修	担当教員	履修力
領域に関する専門的事項	国語	国語 小学国語	2	同	A教授 (A教授)	
	算数	算数 小学算数	2	同	E (E)	
	生活	生活 小学生生活		同	M (M)	
	音楽	音楽 児童音楽		同	D教授 (D教授)	
	図画工作	図画工作		同	(G)	
	体育	体育 児童体育		同	(1) (1)	
	これら科目に含まれる内容を含むがこれら科目に準ずる内容の科目					

●単位数 ・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)

科目区分	各科目に含めるべき事項	授業科目	単位数	共通 必修	担当教員	履修力
領域及び保育内容の指導法に関する科目	健康					
	人間関係					
	環境					
	言葉					
	表現	造形表現 音楽表現	1 1		△F (G)	
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を含む内容に係る科目					

●単位数 ・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)

- 上図において、改正施行規則附則により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を改正前の施行規則第2条による場合は「領域に関する専門的事項」の開設は必須ではない。(部分的に開設することも可能。)
- 幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を改正前の施行規則第2条による場合は、平成34年度末に「領域に関する専門的事項」に係る事後調査を実施する。

(平成31年度教職課程認定審査要領について4.(2))

# 5. 申請書類 — 新旧対照表④ 大学が独自に設定する科目(専修)

科目区分	授業科目	平成31年度以降		担当教員	履修方法等	平成30年4月		変更内容等	シラバス掲載頁	教員業績掲載番号
		単位数	共通選			単位数	共通選			
		必	選			必	選			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	2		(A)	選択科目から2.4単位選択必修	2				
	国語特論	2		(B)		2				
	社会特論	2		C教授		2				
	生活特論	2		(D)		2				
	数学特論	2				2				
	英語特別研究1	2						新設	1	30
	英語特別研究2	2						新設	2	前掲30
	英語指導法特講	2						新設	3	前掲30
	国語指導法特講	2					2	(A)		
	教育の基礎的理解に関する科目	2		F		2		F		
教育哲学特別研究	2		(F)		2		(F)			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	2		(G)		2		(G)			
道徳特論	2		J		2		J			
教育相談研究	2		(K)		2		(K)			
生徒指導特論	2				2					
教育実践に関する科目	4		H		4		H			
教職実践実地研究1	4		(I)		4		(I)			
教職実践実地研究2	4		(H)		4		(H)			
			(I)		4		(I)			

●単位数・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む) 24単位 ●専任教員数(合計) 4人  
 ●単位数・教員の免許状取得のための選択科目 10単位 ●必要専任教員数 4人

(手引きⅡ.2(3)<専修免許状の課程>イ)

専修免許状課程においては、従前の科目を「大学が独自に設定する科目」として開設する場合は、新しい科目区分に応じて科目を再配置する必要がある。この場合、新設の授業科目又は教員変更を行う授業科目について、シラバス及び教員業績書等の提出対象となる。

# 5. 申請書類 — コアカリキュラム対応表

<コアカリキュラム対応表>

「教職課程コアカリキュラム」、「外国語(英語)コアカリキュラム」の対象となる授業科目のうち必修・選択必修科目の全てについて作成する。

(手引きⅡ.2(4))

<作成例 教職課程コアカリキュラム対応表>

②教職課程コアカリキュラム対応表

教育に関する社会的、制度的又は経済的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	
全体目標：・・・	
*①-1)、①-2)、①-3)はいずれかを習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。 なお、この3つのうち、2つ以上を含んでシラバスを編成する場合は、それぞれの1)から3)までを含むこと。	
(1-1) 教育に関する社会的事項	
一般目標：○○・・・	
到達目標：1) ○○を理解する。	
2) ・・・	
3) ・・・	
4) ・・・	
(1-2) 教育に関する制度的事項	
一般目標：○○・・・	
到達目標：1) ○○を理解する。	
2) ・・・	
3) ・・・	
4) ・・・	
(1-3) 教育に関する経済的事項	
一般目標：○○・・・	
到達目標：1) ○○を理解する。	
2) ・・・	
3) ・・・	
4) ・・・	
(2) 学校と地域との連携	
一般目標：○○・・・	
到達目標：1) ・・・	
2) ・・・	
(3) 学校安全への対応	
一般目標：○○・・・	
到達目標：1) ・・・	
2) ・・・	

項目	(1-1)			(2)			(3)		
到達目標/授業回	1)	2)	3)	1)	2)	1)	2)	1)	2)
1									
2	◎								
3		○							
4									
5									
6									
7		○							
8			○						
9			○						
10			○						
11				◎					
12					◎	◎			
13									
14									
15									
16								○	
17								○	
18								○	
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									◎
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									

・左側の「教職課程コアカリキュラム」の内容を確認の上、右側の対応表にコアカリキュラムの各項目における授業回を記載。

・到達目標に係る授業を単独の授業回で行う場合は「◎」、複数の授業回にわたって全体的に行う場合は「○」を記載すること。

◎ 一到達目標に係る授業を単独の授業回で行う場合  
 ○ 一到達目標に係る授業を複数の授業回にわたって全体的に行う場合







## 6. スケジュール — 再課程認定(平成29年7月現在)

27年度

- ・中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」【12月】

28年度

- ・教職課程コアカリキュラムの検討【8月中旬～】
- ・教育職員免許法の一部改正【11月】

29年度

- ・教育職員免許法施行規則の改正【8月頃】
- ・教職課程コアカリキュラムの策定【8月頃】
- ・教職課程認定基準等の改正【8月頃】→再課程認定の手引き(確定版)の配布
- ・再課程認定説明会(8回:北海道,東北,東京,関東,中部,近畿,中四国,九州)【7月10日～8月28日】
- ・事前相談【10月下旬～平成30年2月】→申請書提出【平成30年3月】

30年度

- ・事務局による申請書の確認【4月～8月】→中教審への諮問【8月】
- ・課程認定委員会審査【8月～12月】→大臣への答申【平成31年1月】→認定通知【平成31年2月】

31年度

- ・新課程の開始【4月～】

※平成34年度末に「総合的な学習の時間」「各教科の指導法(小学校外国語(英語))」の担当教員の教育研究業績の事後調査  
 ※平成34年度末に「領域に関する専門的事項」の事後調査

## 6. スケジュール — 平成31年度開設予定 審査等

事 項	時 期
再課程認定等に関する説明会	平成29年7月10日(月)～8月28日(月)
教職課程認定審査の確認事項1(1)③に基づく変更届提出期限 ※該当大学のみ対象	平成29年9月29日(金)必着
(通常の)教職課程認定等に関する事務担当者説明会 ※通常の課程認定申請を行う予定の大学のみ対象	平成29年10月下旬
申請に当たっての事前相談 ※実施期間は通常の課程認定事前相談と共通	平成29年10月30日(月)～平成30年2月28日(水)
教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当しないと判断された場合及び記載事項等不備がある場合の連絡 ※該当大学のみ対象	平成29年12月27日(水)までに
申請(申請書提出)	平成30年3月1日(木)～30日(金)
諮問	平成30年7～8月頃
課程認定委員会①	平成30年8～10月頃
審査意見伝達	平成30年8～10月頃
補正申請(申請書提出)	平成30年8～10月頃
課程認定委員会②	平成30年11～12月頃
答申	平成31年1月下旬頃
認定・認定書発送	平成31年2月中旬頃

(手引き I. 2(2))